

④ 地方公共団体が一定水準以上の 実質赤字となった場合の措置～財政再建制度

地方公共団体は、前年度決算の赤字比率（実質収支／標準財政規模）が一定規模（道府県は5%、市町村は20%）に達した場合※には、財政再建計画を作成して財政の再建（＝赤字の解消）を行わなければ、地方債の発行が原則としてできないこととなります（地方財政再建促進特別措置法第23条第1項。なお、このような財政再建を行う地方公共団体を「財政再建団体」といいます。）。

財政再建団体は、財政再建計画の作成について国への協議と同意を得ることが必要となり、この計画に基づいて予算を調製しなければなりません。

こうしたことを通じて地方債の元利払いが確実に行われるよう担保されています。

※都については、実質収支赤字額が、別途、法令に基づいて算定した額に達した場合



実質収支とは？

実質収支 = $\frac{\text{歳入総額} - \text{歳出総額}}{\text{形式収支}}$ - 翌年度に繰り越すべき財源



標準財政規模とは？

地方公共団体の地方税・地方譲与税や地方交付税等（一般財源）の標準規模を示すものです。

再建の申出

再建の申出には、議会の議決が必要です。

総務大臣による指定日の指定

指定日とは、その日現在において財政再建を策定すべき基準日です。指定日の属する年度が財政再建計画の初年度となります。

財政再建計画の策定

財政再建計画の内容は、以下のとおりです。

- ・財政の再建の期間（概ね8年以内とされています。）
- ・財政の再建の基本方針
- ・財政の再建に必要な具体的措置
- ・歳入歳出年次総合計画

議会による計画の議決

再建計画に係る総務大臣との協議及び同意

長による予算の調製

財政再建団体の長は、財政再建計画に基づいて予算を調製しなければなりません。

再建計画の変更の際の総務大臣との協議及び同意

補正予算を編成する場合はその度ごとに再建計画の変更が必要となります。

再建の完了

再建完了の報告

財政の再建が完了した年度の経過後4月以内に総務大臣へ報告します（完了年度の翌年度の7月末日までに行います）。

なお、国は財政再建団体に対して以下の財政支援策をとります。

- ・地方債の制限の解除
- ・一時借入金について政府資金の融資を斡旋
- ・一時借入金の一定の利子について特別交付税措置